

## 非常勤職員求人票（障害者雇用）

現在、小林税務署において障害者雇用の一環として、障害者を対象とした非常勤職員の募集を行っています。  
仕事内容・勤務条件等は以下のとおりです。

|           |                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■所属・勤務先   | 小林税務署                                                                                                                                                                                                 |
| ■勤務先住所    | 〒８８６－８６０１<br>小林市細野２４３番地１                                                                                                                                                                              |
| ■仕事の内容    | 事務補助、パソコンを用いた資料作成、書類整理等                                                                                                                                                                               |
| ■資格等      | 国家公務員法第３８条（欠格条項）に該当しないこと                                                                                                                                                                              |
| ■募集人員     | １名程度                                                                                                                                                                                                  |
| ■雇用期間     | 令和７年１０月上旬から令和８年３月３１日まで<br>※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日（１２月２９日から１月３日まで）を除く。<br>※ 雇用期間については、更新の可能性あり。<br>※ 雇用期間及び勤務日数は、御相談の上、決定します。                                                                              |
| ■勤務時間     | 午前９時から午後５時までのうち５時間３０分程度<br>※ 休憩時間４５分を除く。<br>※ 勤務時間については、御相談の上、決定します。                                                                                                                                  |
| ■賃金       | 時給１，１２０円～１，１６０円<br>※ 法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定する場合があります。                                                                                                                                                |
| ■各種手当     | 通勤手当：原則として実費相当額を支給（ただし上限あり）<br>賞 与：勤務時間及び勤務実績に応じて支給<br>※ 一定の勤務条件を満たした場合に限ります。                                                                                                                         |
| ■賃金支払日等   | 賃 金：毎月末締め、翌月１０日払い<br>賞 与：６月２０日及び１２月２０日                                                                                                                                                                |
| ■選考方法     | 書類審査及び面接                                                                                                                                                                                              |
| ■面接日時     | 書類審査後、備考欄の申出内容等を踏まえ、面接日時をお知らせします。                                                                                                                                                                     |
| ■面接場所     | 小林税務署 事務室                                                                                                                                                                                             |
| ■募集期限     | 応募者多数の場合、締め切らせていただく場合があります。                                                                                                                                                                           |
| ■申込方法     | 事前に申込先（担当者）へ電話連絡の上、履歴書（直前３か月以内に撮影した写真付）を持参又は郵送の方法により申込先（担当者）宛てに提出願います。<br>持参される場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時までです（土、日、祝日を除く。）。                                                                                |
| ■申込先（担当者） | （担当者） 小林税務署 総務課 的場<br>（電 話） ０９８４－２３－３１２６ 内線 ４１<br>※ 自動音声案内に従い、「２」を選択してください。<br>（メールアドレス） kobayashi-saiyou-hijyoukinshokuin@kum.nta.go.jp                                                              |
| ■備考       | バリアフリー環境については、庁舎の構造等の関係から、対応が十分ではない場合がありますので、事前に申込先（担当者）宛御連絡願います。<br>募集及び採用に当たって支障となっている事情及びその改善のために希望する措置の内容についても、事前に担当者宛お申し出ください。<br>なお、希望する措置の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となっている事情のみ申し出いただければ差し支えありません。 |